

新・もんじゅ訴訟 3月8日 第6回口頭弁論

もんじゅから250キロメートル以内の住民104名が、原子力規制委員会に対して、もんじゅに係る原子炉設置許可処分を取り消しの義務付けを求める訴訟を提訴しています（被告は国）。もんじゅ設置主体である日本原子力研究開発機構が訴訟参加し、三つ巴の闘いになっています。

2016年12月21日に「もんじゅ」廃炉が確定しました。しかし、国は高速炉の開発の方針は変えない等と明言しています。そして、もんじゅを運転する技術的能力がないばかりか、放射性廃棄物の管理さえままならない機構において、廃炉措置がきちんと可能なのか大きな疑問と不安が広がります。

新・もんじゅ訴訟において、このような国のごまかしを許さず、機構の廃炉への道のりを公開の法廷の場でしっかり監視し続けます。今回は法廷では「廃炉の決定後も安全上のリスクは残存する」旨の準備書面提出を予定しています。

現地福井からも原告が参加します。地裁前での集会と、期日後は報告集会を予定しています。もんじゅの完全廃炉に向けたこの訴訟に、首都圏からも多くの方々のご協力をお願いします。



13:15～ 前段集会

東京地裁前(最寄:霞ヶ関A1出口)
新・もんじゅ訴訟原告団、弁護団
裁判所へ入廷

14:15～

第6回口頭弁論期日

東京地裁第103号法廷

15:15～17:00

記者会見・報告集会

参議院議員会館B107

(最寄:永田町1番出口)

15時頃～ロビーにて通行証配布予定

新・もんじゅ訴訟原告団 (共同代表 中嶋哲演、同 池島英紀子、同 兼松秀代ほか)

新・もんじゅ訴訟弁護団 (河合弘之、海渡雄一、福武公子、甫守一樹、大河陽子ほか)

呼びかけ団体 再処理とめたい!首都圏市民のつどい/原水爆禁止日本国民会議/日本消費者連盟/ふえみん
婦人民主クラブ/原子力発電に反対する福井県民会議

問い合わせ 0776-21-5321 (新もんじゅ訴訟原告団事務局) 03-5511-4386 (新もんじゅ訴訟弁護団事務局)